

## 第5章 計画の推進

### 1 ライフステージに応じた施策の展開

障害のある人が地域で安心して暮らすため、ライフステージに応じた一貫した相談・支援体制の充実を図り、施策を推進します。

	乳幼児期	学童期	成年期	高齢期
理解と交流の促進	啓発広報と人権教育の推進			
	交流機会の確保			
	福祉教育の推進			
	地域福祉活動の推進			
保健・医療の充実	発生予防対策及び早期発見体制の充実			
	医療体制の整備及びリハビリテーションの整備			
生活支援の充実	経済的自立の支援の充実			
	在宅福祉サービスの充実			
	施設サービスの充実			
	コミュニケーション支援の充実			
	情報提供の充実			
	総合相談機能の充実			
学習機会の充実と社会参加の促進	就学前対応と就学指導の充実			
	特別支援教育の充実			
	社会参加の促進			
	移動支援の充実			
就労の促進	一般就労の促進			
	福祉的就労の促進			
生活環境の整備	バリアフリー化の推進			
	防犯・防災対策の充実			
	居住支援の充実			

## 2 計画の推進体制

この計画は、障害のある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があり、(仮称)障害者の住みよいまちづくり推進検討委員会を設置し、その進捗状況の点検・評価を行います。さらに、毎年、障害者の住みよいまちづくり推進協議会において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障害児・者自立支援協議会と連携を図り、計画を推進していきます。

## 3 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障害のある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

